

参考 標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）

- ・標準仕様書の別紙ごとに（C列「対象ドキュメント」、昨年度のワーキングチーム・ベンダー分科会及び標準仕様書（素案）に対する意見照会にていただいたご質問を取りまとめております。
- ・各ドキュメントにおいては事務レベル（E、G列）、もしくは帳票名/章名（E列）ごとにご質問を取り纏めており、H列にてご質問いただいた該当箇所を記載しております。
- ・当該箇所について回答票へご意見いただく際は、同様のご質問について回答している場合もございますので、各ドキュメントのご確認と併せて本資料をご参照ください。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
1	---	標準仕様書（本紙）	1	本仕様書について	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	4(3) 「単に本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズすることなく利用できることを想定」とされている。システム開発するには設計レベルの粒度の情報が必要であるが、本素案は要件定義のレベルであり、圧倒的に情報が不足している。不足部分はベンダーが自力解決すると推測されるが、この部分で法令の解釈誤り、プログラムミスなどの不備があった場合の責任分界はどうなっているのか。（具体的な例として所得情報作成機能における所得額算定式）	標準仕様書本紙は標準化の目的や仕様書の構成等の概要を記載する文書となります。各自治体から個別に要望されている事項は標準仕様において定める事項ではなく、各市区町村においてシステム導入時、設計・設定にて整理する事項となります。
2	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	4(3) 「記載なし」の基準を示されたい。例えば、機能帳票要件一覧に記載された「○○できること」における詳細仕様（など）が記載されていないケースのように、機能自体は記載されているもの当該機能の詳細仕様（設計レベル）が記載されていない場合に詳細仕様を市町村独自に定義し要求することは、不可（「記載なし」に該当）なのか。それとも「パラメータ」とみなされ「カスタマイズ」の定義から外れるのか。「記載なし」と「パラメータ」の関係・違いの考え方について示されたい。	各市区町村においてシステム導入時の詳細仕様の確定・設計の結果を踏まえ、設定（≠プログラム開発）の範囲内で実現できる事項は「パラメータ」とみなされ、「記載なし」には該当しません。一方、標準準拠アプリに対し追加のプログラム開発が発生する場合は「記載なし」に該当し、標準仕様準拠していない、との考え方となります。
3	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	4(3) システム開発するには設計レベルの粒度の情報が必要であるが、本素案は要件定義のレベルであり、圧倒的に情報が不足している。不足部分はベンダーが自力解決すると推測されるが、この部分で不備があった場合の責任分界はどうなっているのか。（具体的な例として所得情報作成機能における所得額算定式）	標準仕様書本紙は標準化の目的や仕様書の構成等の概要を記載する文書となります。各自治体から個別に要望されている事項は標準仕様において定める事項ではなく、各市区町村においてシステム導入時、設計・設定にて整理する事項となります。
4	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	仕様書（素案）の8ページ（2）②において、「3（2）対象分野で示した標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装は不可とする。」と記載がありますが、国民年金システム標準仕様書（素案）に対する意見照会説明資料の11ページには、「標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする。」との記載があり、矛盾しているように思います。	標準仕様書（素案）の記載が不適切な内容となっております。意見照会資料に記載の通り、「標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装及び地方自治体からの要求は任意」となります。
5	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	8ページ4(1)② 標準化範囲外は実装不可と記載されていますが、「01 国民年金システム標準仕様書（素案）に対する意見照会説明資料.pdf」では、実装可と記載されており矛盾しています。	標準仕様書（素案）の記載が不適切な内容となっております。意見照会資料に記載の通り、「標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装及び地方自治体からの要求は任意」となります。
6	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	11ページの「～調達仕様書の範囲が本仕様書の標準化範囲と異なることは差し支えない」とは、どのようなことが想定されるでしょうか。	市区町村において、国民年金システム単独ではなく、複数の業務（住民記録、税等）を一括して調達するケースを想定しています。 ※この場合、調達仕様書は「住民記録、税、国民年金等」が含まれるため、国民年金業務のみを対象とした本仕様書とは記載範囲が一致しない
7	---		3	機能・帳票要件	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	(5) 基幹系他システム連携機能について、国民年金システムに特化した電子媒体を自治体に導入し、住民記録システム等の情報を連携させるのか、住民記録システム等の電子媒体で国民年金システムを扱うようになるのか	標準仕様として、基幹系他システムと連携する機能を定義しておりますが、具体的な要件については、国民年金システムとは別に定義される、データ要件・連携要件にて整理されます。
8	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	1（5）基幹系他システム連携機能について →日本年金機構のシステムとも同様にネットワークにより連携してもらいたい。 理由は、第1章 3.対象分野に記載があるように、日本年金機構との間で電子媒体・紙媒体による情報授受が行われているが、日本年金機構から紙媒体で受け取った情報を市システムに入力することは事務負担が非常に大きく、二重登録となり非効率である。また、窓口での市民対応にあたって日本年金機構に電話による個別照会を行うのは煩雑である。 第1に年金情報を管理するのは日本年金機構である。市区町村は日本年金機構の年金情報を随時参照できる形（変更は不可）をとるのがよい。	年金機構とのシステム連携については、年金機構におけるシステム対応に必要となる期間に鑑み、中期的な検討課題といたします。
9	---				-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	P24 表3-6 に記載がある免除区分（種別）は学生の区分のことでよいか？	ご認識の通りです。
10	---		4	データ要件・連携要件	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	日本年金機構のシステムも標準化されると思いますが、年金機構が所有している最新の加入者等の情報は、標準化によって各自治体が所有するデータベースにセットアップしていただけるのでしょうか？自治体所有情報と機構所有情報の相違を解消するチャンスだと思いますが、その辺がわかりません。	年金機構とのシステム連携については、年金機構におけるシステム対応に必要となる期間に鑑み、中期的な検討課題といたします。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー)/仕様書文案(機能・帳票要件)/システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
11	1-1	業務フロー	1	資格異動	1	資格取得	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	「行政欄への記載も行う」とは、住民記録システムにおける「住民票記載事項に当たる項目」を連携させることを指しているでしょうか。	国民年金被保険者関係届書(報告書)における「市区町村・日本年金機構連絡欄」等に被保険者情報等の必要な情報を記載することを想定しています。 機能・帳票要件一覧を補記します。
12	1-3				3	資格喪失(死亡)	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	資格喪失(死亡)は、住民記録システム処理のみで国民年金システム側も処理されるようにはならないのでしょうか。	住民記録システムに死亡登録後、国民年金システムにデータ連携され、バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。
13	1-3					自動登録処理		前年度意見照会におけるご質問	フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。	ご認識の通りです。 バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。
14	1-4				4	資格喪失(海外転出)	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	海外転出については住民からの届出を受理すること、帳票機能要件No.111や112で届出書に係る記載があることから、「1.6.資格喪失(その他)」等と同様にフローに住民からの申請を記載いただいたほうがいいのではないのでしょうか。	国民年金担当課における把握の方法が複数あることから、「(把握方法)②住民部門が受理した届出書やリスト/③国民年金担当課へ来庁」として記載させていただいております。
15	1-4						(共通)	前年度意見照会におけるご質問	資格喪失(海外転出)は、住民記録システム処理のみで国民年金システム側も処理されるようにはならないのでしょうか。	海外転出に伴う資格喪失の場合、資格喪失届等の記載内容を確認の上、審査が必要となることから、住民記録システムからのデータ連携に基づき自動処理とする流れにはしていません。
17	1-4					海外転出者情報照会		ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	最初の「海外転出者情報把握」と「海外転出者情報照会」の違いはなにか。	「把握」は届出書の受理等、情報を認知し、自治体側の情報を確認する作業を指し、「照会」は当該情報を元に、年金機構側の情報を確認する業務を指しています。
18	1-5				5	資格喪失(60歳到達)	自動登録処理	前年度意見照会におけるご質問	フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。	ご認識の通りです。 バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。
19	1-7				7	国内転入	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	【終了イベントの説明文『届書等を受領した場合は機構に送付する』について】 住民からのアクションが必要ない(住民が直接関わらない)業務フローであることから、この説明文は不要であると思われる。 ※1 資格得喪が関わらない国内転入の場合、関係届書を受領することはない。 ※2 (外国からの)国外転入では、関係届書(1号取得)を受領する。	個人番号未付番の被保険者が国民年金被保険者関係届書(申出書)にて住所変更を届け出る場合等を想定しています。
20	1-8				8	国内転出	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	【終了イベントの説明文『届書等を受領した場合は機構に送付する』について】 住民からのアクションが必要ない(住民が直接関わらない)業務フローであることから、この説明文は不要であると思われる。 ※1 資格得喪が関わらない国内転出の場合、関係届書を受領することはない。 ※2 (外国への)国外転出では、関係届書(1号喪失)を受領する。	個人番号未付番の被保険者が国民年金被保険者関係届書(申出書)にて住所変更を届け出る場合等を想定しています。
21	1-8					自動登録処理		前年度意見照会におけるご質問	フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。	ご認識の通りです。 バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。
22	1-9				9	氏名・性別・生年月日変更	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	一度も処理したことが無いため分かりません。ほとんど申請が無いと思われる業務。	一例として、以下のケースを想定しています。 ・登録情報に誤りがある場合 ・婚姻などにより氏名が変更になる場合 ・性別変更の審判を受けた場合 等
23	1-9						(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	機能・帳票要件一覧では氏名・生年月日・性別変更の要件は削除となっております。フロー自体の削除または、フローの年金システムへの登録する箇所の修正が必要と思われます。	なんらかの事象により、国民年金システムと年金機構の情報が整合していない(国民年金システムの情報修正が必要)場合の対応フローにつき、本フローは残させていただきます。
24	1-11				11	不在	不在者情報照会	前年度意見照会におけるご質問	不在のフローにのみ、情報把握とは別に「不在者情報照会」のシステム業務がございます。 海外転出者情報照会のQAでは、「把握」は届出書の受理等、情報を認知し、自治体側の情報を確認する作業を指し、「照会」は当該情報を元に、年金機構側の情報を確認する業務を指しています。"とございますが、「不在者情報照会」はどのような業務になりますでしょうか。	居所が確認できない被保険者等について、住民登録状況等について確認する業務を想定しています。
25	4-1		4	給付	1	年金請求書等受理・審査	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	システムへ登録する必要はありますか。	受付処理簿への記入に相当する業務を想定しています。
26	4-2				2	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	システムへ登録する必要はありますか。	受付処理簿への記入に相当する業務を想定しています。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答					
27	5-1	業務フロー	5	年金機構報告・年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告・送付	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	練馬区では、資格系(取得系)と法定免除・産前産後免除はC Dによる電子進達で、申請免除・学生納付特例は申請書送付の紙進達です。この状況から、現行のシステムは『進達』を目的としたものとなっております。今回の標準化仕様書(素案)を拝見しましたが、この『進達』のための処理スパンや対象者抽出処理(データ化)、関連帳票(進達数等)の作成、データベース更新に関してよくわかりません。	年金機構への報告や送付にあたり、どのようなタイミングや間隔でシステム処理を行うかはシステム導入時の設計・設定にて確定、実装するという観点から、業務フローにおける整理対象外としています。					
28	5-1							(共通)	前年度意見照会におけるご質問	申請や届出された情報をシステムに入力し、これを進達毎にオンライン端末で確認する作業があるかとおもいますが、標準化システムにおいても進達スパン毎にデータを抽出し、オンライン端末で行うことは想定されておりますでしょうか？	想定しています。なお、年金機構への報告や送付にあたり、具体的にどのようなタイミングや間隔でシステム処理を行うかはシステム導入時の設計・設定にて確定、実装します。				
29	5-1							(共通)	前年度意見照会におけるご質問	電子媒体でのやりとりがフロー図から読み取れませんでした。別紙2の機能要件には電子媒体での報告が必須機能として記載されているため、フローへの反映をご検討ください。(他「5.2.年金機構からの情報確認・登録」等、電子媒体に関する運用全て)	システムとしては、電子媒体で報告するための機能は必須であることから、機能要件上では必須機能として記載しておりますが、実際の業務運用においては、電子データで報告される場合と紙媒体で報告される場合があることから、このような記載としております。				
30	5-1							(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	他システムとの連携の記載が、他のフローと異なります。この記載は、どのような連携を意味しているのでしょうか？電子媒体届出書総括票は、以下の報告書のものしか含まれません。 - 国民年金被保険者関係届書(報告書) - 国民年金被保険者資格関係記録訂正追加取消報告書 - 国民年金関係報告書	機能・帳票要件において配慮いたします。				
31	5-1							決裁	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	フローの中で「決裁」との項目があるが、あくまで、役所内の書類決裁のこと指しており、システム上で電子決裁を行うことを指すわけではないとの理解で問題ないか。役所の機構的に電子決裁を取り入れているのはそれほど多くないと考えているが、標準仕様の必須機能には不要と考えている。 ※6. 1～6. 6も同様	ご認識の通りです。				
32	6-1							6	情報提供・その他	1	所得情報提供(免除勸奨)	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	国民年金システムへの登録とは、何を登録するのか。「処理票の作成」以外を指しているのであれば、国民年金システムへの登録は不要と考える。	所得情報の提供依頼データの取り込み等、システム登録処理が発生することを想定しています。
33	6-1											(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	勸奨文を市区町村から発送することは、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。市区町村が行うべき事務なんでしょうか。	一部の自治体では実施しているケースがあることを確認しており、業務としては記載しておりますが、今回の必須機能の対象とはしていません。
34	6-2	2	所得情報提供(継続免除)	(共通)	前年度意見照会におけるご質問	国民年金システムへの登録とは、何を登録するのか。「審査処理票の作成」以外を指しているのであれば、国民年金システムへの登録は不要と考える。	所得情報の提供依頼データの取り込み等、システム登録処理が発生することを想定しています。								
35	6-3	3	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	原則は、受領時と同様に介護保険担当課に依頼して送付する流れではないでしょうか	自治体側からのご意見を踏まえた記載としております。								
36	7-1	7	統計・報告	1	統計事務	(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	一言で「統計情報抽出」と書かれているが、その機能について汎用性を持たせたものが見込まれているだろうか。現況の集計表をベースに設計すると、統計ものは時代の変化によって関心が変わっていくことから、簡単に仕様変更要求が出てくることになり得ることを恐れる。	EUC機能を利用してデータを出力できることを要件とする予定であり、汎用性は考慮されていると考えます。						
37	---	-	-	-	-	(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	以下は標準化仕様の対象外という認識でよいか。 ・納付記録の管理 ・高齢福祉年金の管理	標準化の検討範囲内となります。						

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
38	---	機能・帳票要件一覧	-	共通	-	検索	以下の項目で検索できること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名カナ、氏名漢字、旧氏・通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（住民記録登録内・外、外国人）、住民記録（現存・削除）、宛名番号、住所・地番（もしくは住所（地番含む））	前年度意見照会におけるご質問	住民種別における住民記録登録内・外、外国人という3区分は適切なのか。外国人は全員が住民記録登録されていないかのような表現に感じる。	住民種別を該当の3区分に分ける意味ではなく、住登内外、および外国人有無でそれぞれ分類している。記載はその旨わかるよう修正します。
39	---						検索画面毎に、過去に検索した条件および結果を保持し、左記を利用した検索ができること。また、検索条件はログインした職員ごとに保持できること	前年度意見照会におけるご質問	結果を保持するとあるが、DBが更新された場合当該結果は更新されるのか。されない場合更新前の情報に基づいて業務を行ってしまうリスクがある。保持するのは条件だけにすべきではないか。検討経緯を示されたい。	検索結果は宛名番号や基礎年金番号で紐づけて表示するなどの方法が想定されるため、更新されると考えます。
40	---				-	照会・編集	国内協力者情報を照会、編集できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	メモ機能を活用して、管理する方針で問題ありませんか。	協力者情報は海外任意加入の申出の際に必須の項目であるため、専用の機能として用意しました。
41	---						国内協力者情報を照会、編集できること	前年度意見照会におけるご質問	編集と修正の違いを明確に。本項は設定・保持ができないということか。用語を整理されたい。	当該情報は設定・保持をした上で照会・編集ができることとします。
42	---							前年度意見照会におけるご質問	具体的な項目（氏名、住所など）は事務処理基準に規定された項目のとおりか。本仕様で明示しないのか。	ご認識の通りです。
43	---						被保険者のその他記録を照会、編集できること 【管理項目】 特記事項、職権適用区分、第3号特例日、旧年金番号、電話番号1、電話番号2等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	管理項目の「等」という記載はあいまいなため、その記載はなくし、明確な記載をお願いします。	「等」の扱いについては先行する介護保険を踏襲し、標準仕様書で利用方針を定義したうえで、記載しております。
44	---							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	管理項目については、異動毎に記載され、台帳としての必要となる管理項目（国民年金情報、受給年金情報、年金生活者支援給付金情報でそれぞれどのような項目を管理するのか、また履歴管理するのか等）がわかりづらい状況です。管理項目としては異動毎に書かず、明確に1つの仕様としてまとめていただけないでしょうか。また、その場合、異動毎にはその異動で更新対象とする項目を明記をお願いいたします。	データ要件をデジタル庁が取りまとめているため、各異動に必要な項目のみの整理とさせていただきます。
45	---						被保険者の住民記録システム上の現世帯構成員が照会可能であり、世帯構成員一覧と世帯構成員個人画面間を相互に遷移できること	前年度意見照会におけるご質問	被保険者と住記システムの個人とのマッチングはどのような仕組みで行うのか示されたい（住記個人コードか）	宛名番号で紐づける想定。
46	---						被保険者の世帯内の国保加入状況を確認できること ※住民記録システムの「行政欄情報」にある国保情報を取り込むこと ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連携などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	前年度意見照会におけるご質問	市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか	どのように取得するかは不明。ただし、現状実装しているケースがあるため、オプションとして当初仕様の通りとします。
47	---							前年度意見照会におけるご質問	住民記録システムの「行政欄情報」とは、「住民票記載事項に当たる項目」のごことで良いでしょうか。	相違ございません。
48	---				-	被保険者・受給者情報管理	宛名番号に誤りが判明した場合に、宛名番号に紐づく基礎年金番号ならびに被保険者情報を正しい宛名番号に移管できること	前年度意見照会におけるご質問	「宛名番号に誤りが判明した場合」とはどのような場合か。この機能の意味するところは国民年金システム側が保持する宛名番号について、住記システムから連携する時点で住記システム側に誤りがあつた、又は別人の番号を保持していた場合に国民年金システム側が保持する宛名番号を本人の正しい番号に訂正する機能ということか。DBの構成はしたが、国民年金システムの仕様書の表現としては、宛名番号を基準に被保険者情報を移管するのではなく、基礎年金番号を基準に宛名番号を修正するのではないか。検討経緯を示されたい。	別の宛名番号に誤って被保険者情報を紐づけてしまうケースを想定している。なお、現状は宛名番号を主キーと想定しており、また基礎年金番号はユニークであるため、問題ないと考える。
49	---						メモ欄への入力を行えること	前年度意見照会におけるご質問	No.29と30の違いが不明瞭のためそれぞれの用途を整理し示されたい。	No.29は相談の記録に係る機能、No.30は相談に限らずメモ全般を対象とする機能。
50	---						権限の設定により、所属または職員単位で個人番号の表示を制限できること	前年度意見照会におけるご質問	本項における個人番号は本システム内に保持するものか、それとも住記システムのデータを参照するものか示されたい。	国年システムでは保持しない。
51	---							前年度意見照会におけるご質問	権限設定の変更の操作はユーザができるか示されたい。	管理者権限等を有するユーザが操作できる想定。
52	---						個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出し、確認できること	前年度意見照会におけるご質問	16歳以上19歳未満の扶養親族数を確認できる機能がオプションとしてありますが、住民税では管理していない人数なので、国民年金システムで別途管理してもよい、ということでしょうか。 また、上記オプションを実装しなかった場合、16歳以上19歳未満の扶養親族が考慮されない扶養人数が免除・納付猶予申請書や学生納付特例申請書、所得情報提供データに出力されることになると思われますが、問題があるのではないのでしょうか。 「16歳以上19歳未満の扶養親族数は個人住民税システムで管理していない」状態で、個人住民税システムから連携された情報を元にどのように算定するのか。「算出し、確認」とされており設定・保持・修正はできないため手動算出はできない。算出に使用する算定式を示されたい。	ご認識の通りです。システムから出力せずに関連部署へ確認している等、システムを利用しないケースも多くあるため、オプションとしている。算出方法については、導入の段階において設計時に確認する範囲とします。
53	---						個人番号参照権限がある場合、個人番号の表示・非表示を切り替えることができること	前年度意見照会におけるご質問	参照権限がある場合は、個人番号は常時表示されている状態になりますが、参照できる状態が望ましいと考えます。「切り替えることができる」のは誰か。「ユーザ本人が切り替えることができる」か。	画面要件は要件定義以降に各自治体にて検討する範囲のため、対応なしとします。なお、管理者権限等を有するユーザが操作できる想定。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
54	---	機能・帳票要件一覧	-	共通	-	被保険者・受給者情報管理	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	前年度意見照会におけるご質問	「年金機構へ連携する所得」とはいわゆる国保中央会ルートによる所得提供のことが示されたい。	ご認識の通りです。
55	---						※年金機構へ連携する所得について、年金生活者支援給付金の限度内であるかを自治体内で判定することを目的に、各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価を管理	前年度意見照会におけるご質問	No.29と30の違いが不明瞭のためそれぞれの用途を整理し示されたい。	No.29は相談の記録に係る機能、No.30は相談に限らずメモ全般を対象とする機能。
56	---						住民からの相談内容について、登録(記録)・修正・削除・管理・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	実装した場合、国民年金システムにおいてフリガナ欄を修正した後に、当該者の住記異動があり住記システムからフリガナが連携された場合、フリガナ欄は連携されたデータで上書きされるのか、国民年金システムにおいて修正したデータが維持されるのか示されたい。	住記からの連携が優先されるため、データは上書きされる想定だが、修正データの上書き有無は要件定義以降に検討できる範囲とします。
57	---						住民記録システムから連携された外国人氏名に対し、フリガナを管理できること	前年度意見照会におけるご質問	「住民情報を照会した際の」定義が不明瞭のため示されたい。あらゆる機能において照会に限らず設定、修正、削除などあらゆる処理実行時にアラートが必要。いずれの機能でアラート表示するのかについて標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	表示タイミング等は各自体が要件定義以降に検討する範囲。ただし、照会に閉じた記載は修正します。
58	---						住民情報を照会した際、対象者がDV支援措置対象者、もしくはその世帯構成員であった場合、アラートが表示されること	前年度意見照会におけるご質問	対象者であることを示す情報を国民年金システムにおいて保持するのか、それとも都度、住記システム情報を参照するのか。特に機密レベルの高い情報であるため参照にとどめることとされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	国民システムでは保持しない。住記への参照方式とします。
59	---						相談等に係るメモで使用するキーワード・サブキーワードの登録・修正・削除を行うこと ※システムに予め設定したキーワード、およびそのキーワードに紐づくサブキーワードを活用して、相談に係るメモを分類、管理することを想定	前年度意見照会におけるご質問	本項はNo.29、30いずれに関する機能が示されたい。	No.30のメモに係る機能。
60	---						DV等支援措置対象者の管理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	国民年金システム独自の管理は不要という意味でしょうか？宛名側で管理する機能を参照できる機能を有することで問題ないでしょうか。	相違ございません。国民年金システムとして独自に管理するのではなく、住民記録システムとの連携で取得し、参照できる機能とします。
61	---						基礎年金番号重複取消の異動を行うことができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	年金機構への報告が必要でしょうか。	内部での利用を想定しています。
62	---						個人番号変更ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	住登外の被保険者に限定した機能という認識でよろしいでしょうか。	個人番号については、住民記録システム連携を前提としており、情報照会のみできるようにするため、本機能は実装不可としました。
63	---						参考情報として判定する事務区分毎の所得限度額の管理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	年金生活者支援給付金の事務に関する所得限度額でしょうか？どの事務で使用する所得限度額か明記をお願いいたします。	年金生活者支援給付金の試算等で利用する機能ですが、左記機能がオプションとなったため、本機能もオプションへ変更いたしました。
64	---						参考情報として判定する障害・遺族の扶養関係の控除額の管理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	年金生活者支援給付金の事務に関する所得限度額でしょうか？どの事務で使用する控除額か明記をお願いいたします。	所得情報提供(年金生活者支援給付金)の所得計算時に利用する機能となっております。
65	---						参考情報として判定する障害・扶養関係の控除額の管理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	受給年金の場合、障害年金の受給者の税情報を年金機構へ渡す事務は現在なくなっているため、所得限度額の管理は不要ではないでしょうか。もし、必要な場合でも、オプション機能でよいのではないのでしょうか。	ご認識の通りでしたので、実装不可機能としました。
66	---						参考情報として判定する年金種別毎の所得限度額の管理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	受給年金の場合、障害年金の受給者の税情報を年金機構へ渡す事務は現在なくなっているため、所得限度額の管理は不要ではないでしょうか。もし、必要な場合でも、オプション機能でよいのではないのでしょうか。	ご認識の通りでしたので、実装不可機能としました。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
67	---	機能・帳票要件一覧	-	共通	-	EUC	外字は正しく表示できること	前年度意見照会におけるご質問	「正しく」の定義が不明瞭のため示されたい(どういう状態を正しいとするのか)。「表示」とは画面上の表示か、No.51の表計算ソフトなどで開いた際の表示か。No.51と整合しているか。	文字情報基盤に準じている状態。なお、画面等表示されるケースすべてを対象としている。
68	---						表示(出力)項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること	前年度意見照会におけるご質問	個人番号は出力できないよう制限することとされたい。または権限設定可能とするかオプションとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	出力対象やその指定に係る権限等は要件定義以降に検討する範囲とします。
69	---							前年度意見照会におけるご質問	「住民記録情報等」にDV支援措置情報を含むか。含まない場合、含むこととされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	No.68のとおり、支援措置対象者も連携項目に含まれている。
70	---							前年度意見照会におけるご質問	「住民記録情報等」に住民税システム情報、生活保護システム情報を含むか。含まない場合、含むこととされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	ご認識の通り、No.67,68,73,75に記載のシステム連携項目は含まれる。
71	---							前年度意見照会におけるご質問	権限設定により任意に指定できる項目を制限できること、とされたい(誤って使用していない項目などを出力することを防止)。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	出力対象やその指定に係る権限等は要件定義以降に検討する範囲とします。
72	---							前年度意見照会におけるご質問	管理項目に加えて、項番55のようにコード管理のための各種マスタも出力対象とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	出力対象やその指定に係る権限等は要件定義以降に検討する範囲とします。
73	---							前年度意見照会におけるご質問	被保険者・受給者本人だけでなく本人と同一世帯の世帯員の住記・住民税情報も抽出できることとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	出力対象やその指定に係る権限等は要件定義以降に検討する範囲とします。
74	---						未納者勧奨に係る情報を一覧で確認できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	免除勧奨に係る情報を抽出するEUCという認識で問題ないでしょうか。	年金事務所から提供される未納者情報を取り込み、何らかの免除に該当する者を市で特定して免除勧奨を実施する際に利用する機能となります。
75	---					帳票作成	(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「国民年金標準化_帳票詳細要件(たたき台)_20211029.xlsx」の「外部帳票一覧」シートに記載がある「法令上必須の帳票」以外の帳票に関しては、今後、帳票詳細要件は定義されるという認識でよろしかったでしょうか。	法令上必須の帳票以外の外部帳票については、標準仕様書1.0版作成後に検討する方針です。
76	---						共通となる下記一覧を出力できること 宛名カード、年齢到達者一覧、異動結果一覧表、印字文字超過一覧、外字未登録一覧 等	前年度意見照会におけるご質問	宛名カードはどのような場合に必要なのでしょうか？市区町村から被保険者への送付物はありません。	自治体から住民への送付物があるケースがあるため、オプションのまま当初仕様の通りとします。(住民へ送付しているケースがあるため)
77	---							前年度意見照会におけるご質問	年齢到達者一覧、異動結果一覧が共通帳票として記載されていますが、共通的に作成する帳票とは思えないのですが、どのような想定でしょうか。	複数の業務にて、共通的に利用されているケースがあったため当初仕様の通りとします。なお、オプションであるため実装は強制されません。
78	---							前年度意見照会におけるご質問	印字文字超過一覧、外字未登録一覧はNo.66でオプション扱いとなっており、必須とするNo.64と整合しない。整理されたい。	No.60をオプションへ変更したため、本機能もオプションのまま当初仕様の通りとします。
79	---							前年度意見照会におけるご質問	宛名カードはどのような場合に必要なのでしょうか？市区町村から被保険者への送付物はないと認識しています。	自治体から住民への送付物があるケースがあるため、オプションのまま当初仕様の通りとします。(住民へ送付しているケースがあるため)
80	---							前年度意見照会におけるご質問	年齢到達者一覧、異動結果一覧が共通帳票として記載されていますが、共通的に作成する帳票とは思えないのですが、どのような想定でしょうか。	複数の業務にて、共通的に利用されているケースがあったため当初仕様の通りとします。なお、オプションであるため実装は強制されません。
81	---							前年度意見照会におけるご質問	「等」の記載により要件に齟齬が発生する可能性があるため、対象となる抽出情報を明記いただき、「等」の記載は削除していただきたい。	左記に限らず、複数業務にて利用される帳票が他にもある可能性を考慮しているため、「等」は当初仕様の通りとします。
82	---						出力した帳票をイメージ(PDF等)で保存できること	前年度意見照会におけるご質問	情報漏洩防止の観点から、イメージ(PDF等)で保存した帳票に印刷制限をかける機能が必要ではないでしょうか。	印刷制限や出力形式、および保存に係る設定等は、要件定義以降に各自治体内で検討できる範囲とします。
83	---							前年度意見照会におけるご質問	「出力」の定義が不明瞭のため示されたい。仮に印刷を指すとすると「出力した」なので印刷後でないで保存できないのか。印刷せずにイメージ保存のみすることもできること、とされたい。No.59、60と関連するが、「プレビュー画面から印刷またはイメージ保存できること」「プレビューせずに直接印刷またはイメージ保存できること」としていただきたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	印刷制限や出力形式、および保存に係る設定等は、要件定義以降に各自治体内で検討できる範囲とします。
84	---							前年度意見照会におけるご質問	保存の際、あらかじめ設定したパスワードを自動で付与できること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	印刷制限や出力形式、および保存に係る設定等は、要件定義以降に各自治体内で検討できる範囲とします。
85	---						帳票出力の際、出力される帳票をプレビューにて確認できること	前年度意見照会におけるご質問	「出力」の定義が不明瞭のため示されたい。印刷かイメージ保存か。	印刷、イメージ保存は問わない。出力形式や出力時の設定等は自治体内で検討できる範囲とします。
86	---							前年度意見照会におけるご質問	印刷の際にプリンタドライバが提供する印刷設定(片面・両面印刷、用紙サイズなど)が設定できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	印刷、イメージ保存は問わない。出力形式や出力時の設定等は自治体内で検討できる範囲とします。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
87	---	機能・帳票要件一覧	-	共通	-	連携	(共通)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	No.12に国保情報の参照の仕様がりました。国保システムとの連携要件は不要でしょうか。	住民記録システムの国民健康保険情報を連携するのみとするため、システム連携は不要としました。
88	---						(その他指摘)	前年度意見照会におけるご質問	マイナポータル連携について、現行運用では不要だが現下のオンライン申請利用拡大の状況を踏まえ将来に備えて実装が必要ではないか。デジタル庁が求めている。検討経緯を示されたい。 「マイナポータル・びったりサービスを利用して行われたオンライン申請の情報を連携・利用できること」 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.17及び地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会資料(2021.12.24)「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化についてJP16参照」)	マイナポータル連携は住民・年金機構間の連携であり、住民・自治体間での利用は想定されていないため、対応しない。
89	---							前年度意見照会におけるご質問	各業務標準システムが共通で利用する宛名システムや共通連携基盤等との連携も仕様化する必要があるのではないか。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.1参照)	データ要件、連携要件はデジタル庁にて検討しているため、国年システムにおける検討対象外とします。
90	---						課税情報から、所得情報提供依頼結果用データを作成できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	事務レベル1の「所得情報提供」に必要な各所得用のデータの何を指している要件という認識でよろしかったでしょうか。	相違ございません。
91	---							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	所得情報提供依頼結果用データを作成する機能を連携に分類するのは違和感があるが、所得情報提供依頼で定義すべき機能ではないか。	所得情報提供の際に利用する機能ですが、課税情報を活用した共通的な機能のため、本事務レベルで定義としました。
92	---						個人住民税システムとの連携を行い、個人住民税システムの課税情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、所得情報、扶養情報	前年度意見照会におけるご質問	連携の際の突合キーには「宛名番号」を使用するのをお示されたい。 「所得情報、扶養情報」に含む具体的な項目は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	ご認識の通りです。
93	---							前年度意見照会におけるご質問	「取得」には連携データを年金システムDBに格納することを含むか(格納せず他システムのデータを直接閲覧する「参照」とは異なる)。	格納せず、参照のみを想定。
94	---							前年度意見照会におけるご質問	現行業務に照らすとリアルタイムは過剰であるため日次、月次等で十分ではないか。	あるべき姿としてリアルタイム連携で合意しているため、当初仕様の通りとします。
95	---							前年度意見照会におけるご質問	課税情報は取得・参照いずれでもよいのではないか。様書本体3章1(5)と不整合ではないか。	取得して事務に活用するため、当初仕様の通りとします。備考に追記。
96	---						最新の資格履歴に関する資格異動情報を住民記録システムへ連携できること 【管理項目】 宛名番号、基礎年金番号、資格有無、被保険者種別、取得日、喪失日	前年度意見照会におけるご質問	連携頻度は現行業務に照らすと日次、月次等で十分ではないか。検討経緯を示されたい。	連携頻度は住記システム側の要件をもって検討すべき対象であるため、現時点では未検討の状況。今後引き続き検討します。
97	---							前年度意見照会におけるご質問	法定事項である「被保険者の種別変更があった年月日」が不足しているため追加されたい。また除外した理由を示されたい。	追加します。
98	---							前年度意見照会におけるご質問	住民記録システムへ連携する項目に、「種別の変更があった年月日」を追加 ※標準化後の住民記録システムでは種別の変更があった年月日が管理項目となっています。	追加します。
99	---						資格異動、免除、付加、給付、情報提供・その他にて、住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	先行している標準仕様書においては、データ連携(17業務、17業務以外、外郭団体等)はスコープ外として、デジタル庁が取り纏める前提の記載になっていますが、業務フロー等にデジタル庁が取り纏める内容の記載があることに問題はありますか。	今後デジタル庁と情報共有しながら進めるため、現時点で記載は不要としております。
100	---							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	引き続き記載する場合、異動事由毎の詳細な連携方法(更新する項目、No.130のような更新方法等)の記載をお願いいたします。	各異動事由ごとの参照項目をそれぞれの機能において定義いたしました。
101	---							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	要件として住民記録システムの最新情報が国民年金システムへ連携されることと解釈しました。	相違ございません。
102	---						住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること(EUC対応)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「住民記録システムの異動に係る情報」は様々な種類があるため、必須とすべきものの整理が必要ではないでしょうか。	EUC機能によって自由に項目を組み合わせで定義する機能としておりますので、必須とする対象等の定義は対応しない想定です。
103	---						住民記録システム異動情報から、被保険者の配偶者、世帯主情報を自動取得できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「自動取得」との記載がありますが、住民記録システム上の世帯主情報を参照可能であれば良いでしょうか。	取得ではなく、参照する機能へ変更いたしました。なお、住民記録システムへ「参照」する項目についても定義いたしましたのでご確認ください。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
104	---	機能・帳票要件一覽	-	共通	-	連携	住民記録システム異動情報から、被保険者の配偶者、世帯主情報を取得できること。なお、遡及免除申請などの対応を考慮し、申請期間に応じて審査対象となる（元）配偶者や（元）世帯主を任意で特定できること	前年度意見照会におけるご質問	配偶者は続柄によっては特定できない場合もあるが、世帯員の中からどのようなロジックで特定するのか。ベンダーが自力で対応するのか、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定するのか。ベンダーの解釈によって異なる可能性があり標準化されない。	特定ロジックは要件定義以降に検討すべき範囲とします。
105	---							前年度意見照会におけるご質問	「配偶者、世帯主情報」に含む具体的項目は何か明示されたい（氏名か）。ベンダーの解釈によって異なる可能性があり標準化されない。	対象となる個人名の特定することを想定。
106	---							前年度意見照会におけるご質問	異動情報は取得・参照いづれでもよいのではないか。仕様書本体3章1(5)と不整合ではないか。	取得で統一。
107	---						住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、基礎年金番号、生年月日、氏名、氏名カナ、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴・留意事項	前年度意見照会におけるご質問	住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ 住記側の留意事項や備考を年金側にも連携して残すという意味でしょうか。それとも年金側が住記の異動の確認の差異、必要な情報を自由に編集して残せるという意味でしょうか。前者の場合、年金にとって不要な情報もあると思われるため必須ではないと考えます。	該当する情報を国年システムから"参照"できる機能である。
108	---							前年度意見照会におけるご質問	「個人票/世帯票」とはなにか。	住民票を個人を単位として調製しているもの。なお、世帯単位で調製しているものが世帯票。（住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3より）
109	---							前年度意見照会におけるご質問	【連携項目】電話番号削除。住民記録システムでは電話番号は管理項目になっていません。	必須ではないが、管理項目の一つではあると認識。
110	---							前年度意見照会におけるご質問	住民記録システムを必要ときに参照する連携パターンを採用した場合は、この異動処理は不要と考えて良いでしょうか。	本機能の異動処理は国年システムへの連携を意図していたが、不明瞭であったため、記載を修正（住記の異動情報を国年へ連携できること、等）。なお、異動処理は資格異動等、各事務にて定義している旨補記します。
111	---							前年度意見照会におけるご質問	「個人票/世帯票」はどのような業務にて必要となる想定でしょうか。	住民票を個人を単位として調製しているもの。なお、世帯単位で調製しているものが世帯票。（住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3より）
112	---							前年度意見照会におけるご質問	住民記録における異動履歴について、具体的な項目を定義ください。	住記システム 標準仕様書2.0版 1.2.1を参照。
113	---							前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システムと連動して異動処理を行えること」とは、死亡による資格の喪失異動処理、死亡による資格の喪失や個人番号未登録の被保険者の住所異動等の国民年金被保険者関係届書作成用のデータを作成する処理のことであると想定している。 その場合、住基の異動事由や異動日等が連携項目にないので、連携項目が不完全ではないか。 国民年金被保険者関係届書のうち、住基の異動が元で発生する届出の項目は連携する必要がある。 また、要件としては「住民記録システムと連動して異動処理、国民年金被保険者関係届書作成用のデータを作成が行えること」としていただきたい。	各事務にて必要な項目は定義しているため、本機能では定義しない。本機能の連携項目はあくまで参照できることに限定します。
114	---						住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること 【連携項目】 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者、支援対象者情報	前年度意見照会におけるご質問	個人票/世帯票とはどのような情報でしょうか？	住民票を個人を単位として調製しているもの。なお、世帯単位で調製しているものが世帯票。（住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3より） 住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3に記載あり。
115	---							前年度意見照会におけるご質問	個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？	住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3に記載あり。
116	---							前年度意見照会におけるご質問	個人票/世帯票とはどのような情報でしょうか？	住民票を個人を単位として調製しているもの。なお、世帯単位で調製しているものが世帯票。（住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3より）
117	---						免除にて生活保護システムとの連携を行い、生活保護システムの生活保護情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、扶助ごとの開始日・廃止日	前年度意見照会におけるご質問	連携項目に「扶助ごとの開始日・廃止日」が記載されていますが、生活保護システムから連携可能な項目なのでしょうか？	扶助ごとの開始日・廃止日は連携されないため、「扶助の種類」を管理項目として追加。「扶助の種類」の特定ロジック等は要件定義以降に検討の範囲とします。
118	---							前年度意見照会におけるご質問	連携の際の突合キーには「宛名番号」を使用するのか示されたい。 住居外住民の場合、「宛名番号」が割り当てられていないがいずれの項目を突合キーとするのか示されたい。	宛名番号で突合する想定。住居外の場合は、現在の自治体の運用に併せてキーは設定可とします。
119	---							前年度意見照会におけるご質問	連携頻度は現行業務に照らすとリアルタイムは過剰であるため日次、月次等で十分ではないか。検討経緯を示されたい。	あるべき姿としてリアルタイム連携で合意しているため、当初仕様の通りとします。
120	---							前年度意見照会におけるご質問	保護情報は取得・参照いづれでもよいのではないか。様書本体3章1(5)と不整合ではないか。	以前の意見から参照が適切と判断されたため参照に修正。
121	---							前年度意見照会におけるご質問	他市町村から生保を受給している場合の「開始」「廃止」の情報は取得できるか。	連携を想定していないため、取得不可。
122	---							前年度意見照会におけるご質問	連携項目に「扶助ごとの開始日・廃止日」が記載されていますが、生活保護システムから連携可能な項目なのでしょうか？	扶助ごとの開始日・廃止日は連携されないため、「扶助の種類」を管理項目として追加。「扶助の種類」の特定ロジック等は要件定義以降に検討の範囲とします。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答	
123	---	機能・帳票要件一覧	-	共通	-	システム管理	マスタ管理されている首長などの情報を即時に認証文に反映できること	前年度意見照会におけるご質問	マスタ管理されている情報とはなにか	首長の氏名等の情報。	
124	---						各申請ごとに受付番号を付番、修正、管理できること	前年度意見照会におけるご質問	付番した受付番号を届書等帳票に印字できる機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	標準仕様書内の対応として実装可。	
125	---							前年度意見照会におけるご質問	市町村独自に「自動付番」した受付番号を変換した二次元コードを帳票に印字する機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	帳票レイアウトが定義されている外部帳票は不可。内部帳票は実装可。	
126	---							前年度意見照会におけるご質問	「修正」は「管理」に含むのではないか。用語整理されたい。	用語は整理の上、最終化の際に修正。	
127	---							権限により、使用できる機能を制限できること	前年度意見照会におけるご質問	制限対象の単位として、画面単位、表示項目単位などがあるが、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	【質問対応】要件定義以降に各自治体にて定義できる範囲とします。
128	---							操作履歴が保持できること【いつ、どこで、誰が、誰を（何を）、どうした 等】	前年度意見照会におけるご質問	操作履歴には、帳票の発行履歴も含まれるでしょうか。	含まれる想定。
129	---								前年度意見照会におけるご質問	「どこで」とはどのように特定するのか。端末は特定することは容易だが、物理的な場所を特定するにはことは技術的に可能なのか。	端末の特定を想定。
130	---							相談記録管理機能で使用する担当者、相談方法等のコードを設定できること	前年度意見照会におけるご質問	「相談記録管理機能」という表現は本項でのみ使用されているが、No.29の機能を指すのか。	ご認識の通りです。その旨記載補記、記載修正します。
131	---								前年度意見照会におけるご質問	本機能はNo.31のようにシステムに予め設定した担当者、相談方法を活用して、相談に係るメモを分類、管理することを想定しているものと思われる。本項限らず他にもコード管理する事項があるが、本項でのみ「コードを設定」という表現を用いる理由は何か。	ご認識の通りです。その旨記載補記、記載修正します。
132	---								前年度意見照会におけるご質問	「保持・修正」はできないのか示されたい。	ご認識の通りです。その旨記載補記、記載修正します。
133	---							認証文及び公印種類を発行場所や、帳票種類により制御できること	前年度意見照会におけるご質問	「発行場所」とは何か示されたい。場所とは、市町村役所の所在地（住所）か。公印種類どう関連するのか。	帳票において認証文、公印を出力する場所。
134	---								前年度意見照会におけるご質問	国民年金システムで公印を押印するのは、以下の2帳票だけと認識しています。認証文や公印を打ち分ける必要があるのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。 <公印を押印する帳票> ・免除・納付猶予申請書（市町村確認書） ・学生納付特例申請書（市町村確認書）	今後の対象が増加する可能性も考慮してオプションのまま残置とします。
135	---							年度切替ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	どの項目について年度管理する想定の仕様でしょうか。	各申請ごとに年度単位で受付番号を付番する機能を用意しており（機能・帳票要件一覧No.79）、本機能によって各年度の受付番号を参照することを想定しております。
136	1-1						1	資格異動	1	資格取得	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること
137	1-1	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。						
138	1-1	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	「作成できる」とはどのような機能か。画面表示のみか、印刷可能か、電子データ(PDFなど)で保存可能か。	媒体の形式については、要件定義以降に自治体内で検討する範囲とします。なお、電子データはNo.63で検討済みあり、保存可能となります。						
139	1-1		前年度意見照会におけるご質問	抽出条件、表示項目、実装方法は仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずるのか。	仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずる。						
140	1-1		前年度意見照会におけるご質問	任意加入についても対象か。	任意加入も対象。						
141	1-1		前年度意見照会におけるご質問	受付処理簿について、必要な項目、帳票レイアウト等は、今後どの段階で定義されるでしょうか。	内部帳票であるので検討範囲外である。なお、定義する場合も標準仕様書の改版などのタイミングとなると想定。						
142	1-1		前年度意見照会におけるご質問	（EUC対応）と記載がありませんが、EUCでの対応で問題ございませんでしょうか。 ※EUCと記載が無い要件に関しても、選択肢としてEUCで実装することも問題無いという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。EUCでの対応で問題ない。						
143	1-1		資格取得の申請者に対し、基礎年金番号の仮付番ができること	前年度意見照会におけるご質問	当市国民年金システムでは、入国でまだ付番されていない人などに仮付番を行っていますが、仮付番機能がなくても、年金機構への報告書は作成されますか。	仮付番はオプション機能であり、現状の運用で利用せずに報告されているケースがあると想定されるため、ご認識の通り作成できる想定。					
144	1-1			前年度意見照会におけるご質問	「基礎年金番号の仮付番ができること」とは、日本年金機構が採番する9900から始まる年金番号のことでしょうか。それとも、システムで入力した適当な番号を仮番号として取り扱うということでしょうか。 後者の場合、当市のシステムでは仮番号を付番せず入力し、後日機構から年金番号通知が届いてから年金番号を入力する仕様ですが、標準仕様では必ず何らかの番号を入力する仕様となるのでしょうか。	自治体側で決定した番号を仮付番として扱う（本機能はオプションであり、付番ルールや実装要否は自治体の検討範囲内）。なお、「標準仕様では必ず何らかの番号を入力する仕様」とは想定していない。					

No.	事務 No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/ 章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
145	1-1						資格取得の申請者に対し仮付番できること	ワーキングチーム及びベン ダー分科会におけるご質 問	仮付番は基礎年金番号を想定していますか。	相違ございません。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
146	1-1	機能・帳票要件一 覧	1	資格異動	1	資格取得	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子 媒体収録有無 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会にお けるご質問	管理項目に記載されている「電子媒体収録有無」は何の情報をもとに有無を判断する想定でしょうか。	自治体が電子媒体に含むか否か、判断し登録した情報に基づき表示をコントロールする想定。
147	1-1						新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
148	1-1						任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
149	1-2				2	種別変更	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
150	1-2						被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・ 照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
151	1-3				3	資格喪失（死亡）	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 基礎年金番号、死亡した年月日、資格喪失年月日（死亡日の翌日） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会にお けるご質問	一括喪失処理とは、どのような処理を想定されているでしょうか。指定した期間の死亡者を住民記録システムから抽出 し、一括で喪失異動を行うということでしょうか。	ご認識の通りです。
152	1-3						資格喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、死亡した年月日、資格喪失年月日（死亡日の翌日） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会にお けるご質問	住民記録システム連携に係る項目は照会だけでなく取得し、国民年金システムに対応する管理項目へ自動入力する 機能を付加する必要がある（入力ミス軽減のため）。また、自動入力機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市 町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	自治体での受付に係る機能であるため、対応なしとします。また、ご認識の通り、自動入力となされる想定。
153	1-4				4	資格喪失（海外転 出）	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	ワーキングチーム及びベン ダー分科会におけるご質 問	作成する異動報告は「喪失」の異動報告という認識でよいでしょうか。	相違ございません。
154	1-4						該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
155	1-4						資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再 提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会にお けるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示され たい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。

No.	事務 No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/ 章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
156	1-4						喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
157	1-5	機能・帳票要件一覧	1	資格異動	5	資格喪失（60歳到達）	期間満了処理の被保険者のうち、予定加入者について高齢任意加入の登録・修正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	「予定加入者」とはなにか	任意加入の予定者を指す。文言追記。
158	1-5					期間満了処理の被保険者のうち、予定加入者について高齢任意加入の処理ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	予定加入者とは、60歳前に予め加入手続きを受け付けるということでしょうか。	60歳到達に伴う加入手続きとなります。	
159	1-6				6	資格喪失（その他）	1号から3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
160	1-6				資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。		
161	1-6				喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。		
162	1-6				被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。		
163	1-7				7	国内転入		前年度意見照会におけるご質問	デジタル庁が求めている転出証明書情報等の活用に関する機能について検討経緯を示されたい。 (1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込む機能 (2)住民が転入する前に、住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込む機能、当該転出証明書情報を基に、住基以外の分野でも仮登録する機能、転入が確定した場合に確定登録する機能、転入しないことが確定した場合の仮登録をキャンセルする機能 等 (地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会資料(2021.12.24)「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」P18参照)	(1)については想定しており要件に記載済。(2)については議論していない。
164	1-8				8	国内転出	転出に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、転出年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、転出先住所	前年度意見照会におけるご質問	政令市では市外異動と区間異動と区内異動を区分できる必要がある。本市の現行システム仕様の実装しており仕様書提供したが取り込まなかった理由を示されたい。	一部自治体で考慮が必要なため、オプションへ追加。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
165	1-9	機能・帳票要件一覽	1	資格異動	9	氏名・性別・生年月日・住所変更	氏名訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前氏名、変更前氏名カナ、変更後氏名、変更後氏名カナ、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること	前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に訂正前後の氏名・氏名カナを含まない理由を示されたい。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
166	1-9							前年度意見照会におけるご質問	氏名カナ、氏名は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
167	1-9						資格異動における履歴の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前氏名、変更前氏名カナ、変更後氏名、変更後氏名カナ、変更前性別、変更後性別、変更前生年月日、変更後生年月日、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に訂正前後の氏名・氏名カナを含まない理由を示されたい。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
168	1-9						性別訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前性別、変更後性別、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」における訂正前後の性別・生年月日を、No.180にのみ含め、No.172、173に含めない理由を示されたい。	住記からの自動連携を前提とするため、No.180では住記連携で取得としている。No.172,173について、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定し、国年システムで独自管理して修正できる機能としている。
169	1-9							前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に訂正前後の氏名・氏名カナを含まない理由を示されたい。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
170	1-9							前年度意見照会におけるご質問	性別は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
171	1-9						生年月日訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前生年月日、変更後生年月日、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」における訂正前後の性別・生年月日を、No.180にのみ含め、No.172、173に含めない理由を示されたい。	住記からの自動連携を前提とするため、No.180では住記連携で取得としている。No.172,173について、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定し、国年システムで独自管理して修正できる機能としている。
172	1-9							前年度意見照会におけるご質問	「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に訂正前後の氏名・氏名カナを含まない理由を示されたい。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
173	1-9							前年度意見照会におけるご質問	生年月日は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とします。
174	1-10				10	追加・訂正	資格異動における履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書種類・番号、資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別およびその理由、喪失予定に対する取得年月日、喪失予定年月日、受付年月日	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどのような項目でしょうか？	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書の帳票レイアウトを参照。
175	1-10						資格異動における履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
176	1-10						<p>資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目】 基礎年金番号、届書種類・番号、資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別およびその理由、喪失予定に対する取得年月日、喪失予定年月日、受付年月日</p> <p>※訂正前の以下項目については、国民年金システムの履歴から照会できること 資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別及びその理由</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別（訂正前）、性別（訂正後）、生年月日（訂正前）、生年月日（訂正後）、住所</p>	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書の帳票レイアウトを参照。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
177	1-10	機能・帳票要件一覧	1	資格異動	10	追加・訂正	資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、住所、届書種類・番号、取得記録1（訂正前）、取得記録1（訂正後）、喪失記録1（訂正前）、喪失記録1（訂正後）、取得記録2（訂正前）、取得記録2（訂正後）、喪失記録2（訂正前）、喪失記録2（訂正後）、種別（訂正前）、種別（訂正後）、理由、喪失予定に対応する取得年月日、喪失予定年月日、区分、65歳以上申込区分、65歳前喪失者区分、訂正前の性別、訂正に至った事由等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	資格取得に記載された管理項目以外の項目（喪失予定に対応する取得年月日、喪失予定年月日、区分、65歳以上申込区分、65歳前喪失者区分など）は必要な項目になりますか。	資格・訂正報告書に準じて登録を行うため、必要な項目となります。
178	1-10						資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示された	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。
179	1-10						追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	事務レベル2の「追加・訂正」とは何か。法定受託事務のいずれの事務か。	追加・訂正に関しては、国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書に関する事務を指す。
180	1-10							前年度意見照会におけるご質問	「作成できる」とはどのような機能か。画面表示のみか、印刷可能か、電子データ(PDFなど)で保存可能か	媒体の形式については、要件定義以降に自治体内で検討する範囲とします。なお、電子データはNo.63で検討済みであり、保存可能となります。
181	1-10							前年度意見照会におけるご質問	抽出条件、表示項目、実装方法は仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずるのか。	仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずる。
182	1-10						被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）を出力できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」は、法令で定められた帳票でない認識ですが、法令で定められた帳票としてシステム出力が必須となるのでしょうか。	法令上必須ではありませんが、来庁した住民に向けて出力するケースがあるので必須としました。
183	1-10						被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	前年度意見照会におけるご質問	被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）も手書きではなく、標準化以降はシステムから出力したものを利用することが必須となるのでしょうか。	パッケージとして必須だが、実装要否は自治体の検討範囲。
184	1-11				11	不在	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	前年度意見照会におけるご質問	不在の異動報告は電子媒体ではないため紙媒体となるが、紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。そのため、「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書様式」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。その提示がいただけないならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く。
185	1-11						居所未登録者住所判明報告書を出力できること	前年度意見照会におけるご質問	紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。そのため、「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書様式」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。その提示がいただけないならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く。
186	1-11						居所未登録者報告書を出力できること	前年度意見照会におけるご質問	紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。そのため、「居所未登録者報告書」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。その提示がいただけないならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く。
187	1-11						不在に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 （不在・不在判明共通）基礎年金番号、受付年月日 （不在）住民票消除年月日（該当年月日） （不在判明）住所判明年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること （不在・不在判明共通）個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日 （不在）住民票消除理由 （不在判明）判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）	前年度意見照会におけるご質問	「受付年月日」は何の受付を想定した管理項目になりますでしょうか。（住記システム側からの連携項目になりますでしょうか。）	ご認識の通りです。
188	1-11						不在に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示された	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。

No.	事務 No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/ 章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
189	1-11						不在に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	前年度意見照会におけるご質問	返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。	利用していないケースが散見されたため、オプションに設定。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
190	2-1	機能・帳票要件一覧	2	免除	1	免除・納付猶予申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 免除・納付猶予取消申請書/国民年金保険料追納申込書	前年度意見照会におけるご質問	追納申込期間と分割区分についてシステムで一括入力し自動的に⑤⑥⑧⑨⑩⑫⑭⑮欄に振り分け記載し出力できないか。追納では被保険者の希望に合わせた納付パターンで申し込みを受けるが、加算額の関係上2月を終期に指定するなど現状の手処理ではヒューマンエラーが生じやすいためチェック機能が望まれる。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
191	2-1							前年度意見照会におけるご質問	免除・納付猶予取消申請書、国民年金保険料追納申込書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
192	2-1						指定された条件で抽出された免除該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、電話番号、被保険者氏名、被保険者生年月日、配偶者氏名、配偶者生年月日、世帯主氏名、特記事項、免除等区分、申請期間、16歳以上19歳未満の扶養親族、特例認定区分、継続希望、備考、申請期間、(以降の項目は、被保険者分、配偶者分、世帯主分ごとに管理)氏名、政令で定める額、地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親、控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数、老人控除対象配偶者および老人数、特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数、前年の所得額、純損失及び雑損失、控除(雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金、配偶者特別、地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額、障害者(特別障害者を除く)の合計数、特別障害者の合計数、寡婦、ひとり親、勤労学生、控除の合計額)、控除後の所得額、特例認定区分、天災を事由とした場合の意見、連絡欄、免除申請日、入力日、申請を行なった内容、免除理由、年金機構送付日、裁定日、裁定結果、承認期間及び承認区分、却下期間、添付書類メモ情報 等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「免除に係る異動」とは、免除記録がまだ登録のない被保険者に免除の記録を登録する異動と想定しておりますが、認識に相違ないでしょうか。 上記の認識が正しい場合、免除該当者かどうかの判断は年金機構の判断になると想定しておりますが、どのような条件でその対象者を抽出するのかご教示ください。	左記ケースだけでなく、処理結果一覧等により市区町村が把握している免除該当者に対し、終了期限を迎えた対象者の異動を一括で行うことを想定しております。
193	2-1						所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	未申告、無申告の判断方法も、住民税情報のどの項目をみて未申告、無申告を判断するのか明記いただけないでしょうか。	機能・帳票要件一覧No.174で未申告・無申告の判断方法を記載しました。
194	2-1						所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認できること ※未申告・無申告の基準 ・未申告：住民税システムに持っている申告区分が未申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在している。(他市町村課税者を除く) ・無申告：住民税システムに持っている申告区分が無申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。(他市町村課税者を除く)	前年度意見照会におけるご質問	住民税システムに「申告区分」という項目を保持しているかどうかは住民税システムによりますので、「申告区分」を定義として用いるのは適切ではないのではないのでしょうか。 また、未申告・無申告も一般的なものではないと考えております。	申告区分については記載を削除。なお、未申告・無申告の定義については具体的な指摘が自治体含めないので、残置とします。
195	2-1						所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認できること 未申告・無申告の判断例) ・未申告：住民税システムに持っている申告区分が未申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在している。(他市町村課税者を除く) ・無申告：住民税システムに持っている申告区分が無申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。(他市町村課税者を除く)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	未申告、無申告の場合の判断及び国民年金システムとしての取り扱いについては、仕様として決めるべきではないか	未申告、無申告については以下のとおりと定義しました。 ・未申告：住民税システムに持っている申告区分が未申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在している。(他市町村課税者を除く) ・無申告：住民税システムに持っている申告区分が無申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。(他市町村課税者を除く)
196	2-1						被保険者、配偶者、世帯主の免除申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、基準額を算出できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	基準額とは何を意味するのでしょうか？	当該被保険者等がどの申請免除に該当するかの基準額となります。
197	2-1						被保険者、配偶者、世帯主の免除申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	前年度意見照会におけるご質問	備考欄に、「窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定」と記載されていますが、「窓口で免除の該当有無を案内する」というのはどの程度の案内を想定しているのでしょうか。 本市国民年金担当職員は、原則市民の税情報を確認する権限がありません。本人の同意がある場合に限り、同意した方の税情報のみを確認します。また、本市の個人情報保護条例においても、申請者の配偶者、世帯主の市税情報を本人の同意なく確認することはできません。 平成30年度には、配偶者、世帯主の承諾なしに税情報を確認したうえで、申請者の免除該当の有無について回答できる根拠について厚労省にメールにて質問していますが、いまだに回答がありません。 そのため、窓口で免除に該当しているかどうかについて案内することはできないと考えております。	税情報を確認できることを想定。税情報の確認要否については相談業務で利用している自治体があり、自治体の運用に併せて実装要否は決定可能であるため、オプションとして残置します。
198	2-1						免除申請者受付処理簿を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	「保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請」にも対応しているか。	対応している。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
199	2-2	機能・帳票要件一覧	2	免除	2	学生納付特例申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 学生納付特例不当届/国民年金保険料追納申込書	前年度意見照会におけるご質問	追納申込期間と分割区分についてシステムで一括入力し自動的に⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭欄に振り分け記載し出力できないか。追納では被保険者の希望に合わせた納付パターンで申し込みを受けるが、加算額の関係上2月を終期に指定するなど現状の手処理ではヒューマンエラーが生じやすいためチェック機能が望まれる。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
200	2-2							前年度意見照会におけるご質問	学生納付特例不当届、国民年金保険料追納申込書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
201	2-2						指定された条件で抽出された免除該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、電話番号、申請期間、在学予定期間、学校の名称、学校の所在地、学生の区分、学生証の有効期限、前年所得、特例認定区分、備考、申請期間、氏名、政令で定める額、地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親、控除対象配偶者および扶養親族（16歳以上19歳未満に限る）数、老人控除対象配偶者および老人数、特定扶養親族および扶養親族（16歳以上19歳未満に限る）数、前年の所得額、純損失及び雑損失、控除（雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金、配偶者特別、地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額、障害者（特別障害者を除く）の合計数、特別障害者の合計数、寡婦、ひとり親、勤労学生、控除の合計額）、控除後の所得額、特例認定区分、天災を事由とした場合の意見、連絡欄、免除申請日、入力日、申請を行なった内容、免除理由、年金機構送付日、裁定日、裁定結果、承認期間及び承認区分、却下期間、添付書類メモ情報 等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「免除に係る異動」とは、免除記録がまだ登録のない被保険者に免除の記録を登録する異動と想定しておりますが、認識に相違ないでしょうか。 上記の認識が正しい場合、免除該当者かどうかの判断は年金機構の判断になると想定しておりますが、どのような条件でその対象者を抽出するのかご教えてください。	本表No.38を参照。
202	2-2						所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認することができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	未申告、無申告の場合の判断及び国民年金システムとしての取り扱いについては、仕様として決めるべきではないか	本表No.37を参照。
203	2-2						被保険者の学生納付特例申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	政令で定める額とは何を意味するのでしょうか？	当該被保険者が特例に該当するかどうかを判断するための、政令で定められた基準額を指します。
204	2-2						被保険者の学生納付特例申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	前年度意見照会におけるご質問	備考欄に、「窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定」と記載されていますが、「窓口で免除の該当有無を案内する」というのはどの程度の案内を想定しているのでしょうか。	No.197と同様税情報を確認できることを想定。オプションとして当初仕様の通りとします。
205	2-3				3	免除理由該当等届受理・審査	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産（予定）日、理由等、保険料納付申出の確認、備考、免除申請日、入力日、申請を行なった内容、免除理由、年金機構送付日、裁定日、裁定結果、承認期間及び承認区分、却下期間、添付書類メモ情報 等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「免除に係る異動」とは、免除記録がまだ登録のない被保険者に免除の記録を登録する異動と想定しておりますが、認識に相違ないでしょうか。 上記の認識が正しい場合、免除該当者かどうかの判断は年金機構の判断になると想定しておりますが、どのような条件でその対象者を抽出するのかご教えてください。	本表No.38を参照。
206	2-3						免除期間納付申出書、免除期間納付申出期間訂正申出書を出力できること	前年度意見照会におけるご質問	免除期間納付申出書、免除期間納付申出期間訂正申出書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
207	2-4				4	産前・産後免除申請書受理・審査	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産（予定）日、理由等、単胎・多胎の別、備考、免除申請日、入力日、申請を行なった内容、免除理由、年金機構送付日、裁定日、裁定結果、承認期間及び承認区分、却下期間、添付書類メモ情報 等	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「免除に係る異動」とは、免除記録がまだ登録のない被保険者に免除の記録を登録する異動と想定しておりますが、認識に相違ないでしょうか。 上記の認識が正しい場合、産前産後免除は被保険者からの申請に基づいて登録が必要なため、一括での登録は不要ではないでしょうか。	本表No.38を参照。
208	3-1		3	付加	1	付加加入	付加加入に係る受付処理簿を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	「付加加入」とは何か。「付加保険料納付の申出」のことか。法、事務処理基準においてこの名称の事務は存在しない。	ご認識の通りです。
209	3-1							前年度意見照会におけるご質問	本機能は「付加保険料納付の申出」及び「付加保険料納付該当の届出」いずれにも対応しているか。前者のみでは不足する。	両者に対応している。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
210	3-1						付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、付加納付申出年月日、付加加入理由（納付申出・農業者年金かの区別）、届書等報告の有無、処理結果受理年月日、該当の旨、該当年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	「受付年月日」「付加納付申出年月日」の違いについてご教示ください。	「受付年月日」は受理日、「付加納付申出年月日」は付加納付被保険者に該当した日と認識。（事務処理基準より）

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
211	4-1	機能・帳票要件一覧	4	給付	1	年金請求書等受理・審査	死亡未支給情報（請求者の氏名、住所、続柄、請求日、該当日等）の管理ができること	前年度意見照会におけるご質問	「死亡未支給」とはなにか	死亡一時金、未支給年金。
212	4-1						認定請求書を発行・再発行できること	前年度意見照会におけるご質問	認定請求書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし。
213	4-1						年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること	前年度意見照会におけるご質問	「年金請求書」に「現況届」及び「所得状況届」は含むか。いずれも法定受託事務として必要。	含んでいない。左記の対応は「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」や「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」にて対応。
214	4-1						【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日			
215	4-2				2	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	「等」に表現については、仕様書本体で説明がされているが、「現況届」及び「所得状況届」は含むか。いずれも法定受託事務として必要。	含んでいない。左記の対応は「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」や「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」にて対応。
216	4-2						指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、該当者の給付金届出履歴を確認できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「給付金届出履歴」とは給付金の認定請求履歴という認識で間違いはないでしょうか	相違ございません。
217	4-2						指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、年金生活者支援給付金の給付判定を行えること	前年度意見照会におけるご質問	指定できるのは受給者のみか。被保険者及び被保険者だった者を除外する理由は何か。	各受給者が前提であるため。
218	4-2						定時届以降に税額変更を行った受給権者を抽出し、税情報を取得できること	前年度意見照会におけるご質問	実装不可とした理由を示されたい。本機能を必要とする作業を厚労省から要請された事例がある。今後厚労省から同作業を要請されることは一切ないことを担保していただく必要がある。	たたき台の際に利用されない意見があったため。オプションとして残置する方針。
219	4-2						前年度意見照会におけるご質問	前年度意見照会におけるご質問	「定時届」とは何か。そのような語は用いない。	定時届は福祉年金に係る帳票であったが、現在は利用されていないため、当該記載は削除。
220	5-1		5	日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告・送付	年金機構へ報告する情報（資格、付加、法定免除、個人情報、住民記録システム異動）、資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未進達のままである対象者情報、免除未決定・未進達のままである対象者情報、給付未決定・未進達のままである対象者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	課税情報は取得・参照いずれでもよいのではないかと。様書本体3章1(5)と不整合ではないか。	取得して事務に活用するため、当初仕様の通りとします。備考に追記。
221	5-1						年金機構より受領した情報を国民年金システムにおける情報と突合し、期間が重複している対象者を特定できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	「資格仮付番」は「基礎年金番号の仮付番」と同義でしょうか。	相違ございません。
222	5-2				2	日本年金機構からの情報登録	年金機構より受領した情報を国民年金システムにおける情報と突合し、期間が重複している対象者を特定できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	どのように仮取得・未決定・未報告など判別するのか	仮付番の対象情報や、各申請に係る管理項目の「送付日」や「結果」情報などから判別できると考えております。
223	5-2						基礎年金番号変更予定者または、基礎年金番号異動者を一覧で確認できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	日本年金機構からどのような情報を受領する想定か	処理結果一覧等で受領した情報を指しています。
224	5-2						基礎年金番号変更予定者または、基礎年金番号異動者を一覧で確認できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	基礎年金番号変更予定者とはどのような対象者でしょうか？	平成9年1月1日時点で加入していた年金の番号が基礎年金番号になりましたが、市町村の国民年金システムに登録されている情報がその時点では資格喪失中であった場合、登録される年金番号は基礎年金番号ではない可能性があります。この条件に該当する住民を抽出する機能となります。
225	5-2						処理結果一覧表のCSVファイルを国民年金システムに取り込むことができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	11月18日のベンダー分科会で、処理結果一覧表の媒体のうち、自治体の国民年金システムに取り込む届書は特定の届書のみとするため、機能・帳票要件一覧にて指定があると伺いましたが、今後、この要件に追記される認識で間違いはないでしょうか。	機能・帳票要件一覧No.288～298が該当します。
226	5-2						年金事務所による免除に係る審査の結果、承認・却下の管理ができること ※承認については免除区分まで管理する	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	審査の結果とは、免除の審査結果のことでしょうか？	相違ございません。ただし、本表No.49に記載のとおり本機能は別機能で代替可能なため、削除しました。
226	5-2						免除申請承認（却下）通知書発行一覧表、学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表の取り込み機能（機能・帳票要件一覧No.291～294）との違いはなんですか。	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	免除申請承認（却下）通知書発行一覧表、学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表の取り込み機能（機能・帳票要件一覧No.291～294）との違いはなんですか。	免除の審査結果の管理は左記機能で対応可能なため、記載削除しました。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
227	5-2	機能・帳票要件一覧	5	日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	2	日本年金機構からの情報登録	20歳到達付番予定者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号（予定付番） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所コード、郵便番号、漢字住所、カナ住所	前年度意見照会におけるご質問	No.310等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。また、フロー「2.3や3.1や3.2」に記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。	現状紙での送付であるため、今後引き続き検討します。
228	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	仕様文案に電子媒体取込の記載は無い。
229	5-2							前年度意見照会におけるご質問	登録とは具体的にどのような機能か。取り込んだ情報を元に一括で新規取得処理ができるのか。新規取得を手入力する際に取り込んだ情報及び住民記録システム連携情報から自動入力できるのか。	後者で相違ない。入力の手作業を想定。（現時点）
230	5-2							前年度意見照会におけるご質問	住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること（カナ住所削除）。標準化後の住民記録システムでは住所（フリガナ）は管理項目となっていません。カナ住所の連携要否を確認願います。	削除します。
231	5-2							前年度意見照会におけるご質問	20歳到達付番予定者一覧の情報の活用方法が分かりません。どの業務フローで参照するでしょうか。業務フロー1.1資格取得で参照する場合、申請者が特参した申請書の基礎年金番号と不一致の場合、申請書の基礎年金番号の方が正しいと考えます。	資格取得で利用。
232	5-2							前年度意見照会におけるご質問	記載されているファイルは現状の運用で取込を行っていない自治体様がいらっしゃいます。運用上必須とならない取込の場合は、オプションが望ましいと考えます。	年金機構から送付される一覧については、今回の意見照会でいただいた情報を精査した上で、引き続き検討します。
233	5-2							以下に係る異動内容について、年金機構報告を作成・修正・削除・変更できること 資格取得/種別変更/資格喪失/氏名・性別・生年月日変更/追加・訂正/不在/付加/免除/年金請求	前年度意見照会におけるご質問 また、「年金機構報告を作成・修正・削除・変更できる」とありますが、関係届書を媒体で提出する場合、その内容を出力前に修正・削除できると考えてよろしいでしょうか。	相違ございません。
234	5-2							学生納付特例申請却下通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、申請年月日、却下期間、時効中断登録	前年度意見照会におけるご質問 管理項目の「時効中断登録」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
235	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
236	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「時効中断登録」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目と思います。管理項目から削除をお願いします。	管理項目は必須で取り込む必要がある。
237	5-2							学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、承認期間、法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、特例認定区分、納付開始年月、理由	前年度意見照会におけるご質問 管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではありません。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
238	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
239	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではないと思います。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
240	5-2							前年度意見照会におけるご質問	法定免除消滅届出年月日は学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の管理項目でしょうか。また、「付加任意非該当年月」、「納付開始年月」、「理由」等も管理必須の項目になりますでしょうか。項目によっては管理自体はオプションとなりませんかでしょうか。	取り込んでいるケースがあるため、必須とします。
241	5-2							前年度意見照会におけるご質問	現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	管理項目は必須で取り込む必要がある。
242	5-2							基礎年金番号異動者を一覧で確認できること	前年度意見照会におけるご質問 支援措置対象者で基礎年金番号が変更になった者も一覧で確認できるということでしょうか。	基礎年金番号が異動となった場合、以前の番号に紐づいていた情報も引き続き紐づくため、可能と想定。
243	5-2							前年度意見照会におけるご質問	法定受託事務のうちいずれの事務に使用する機能か。「運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件」と整理されていることから具体的な用途の想定があると推察される。	利用しているケースがあるため、当初仕様の通りとします。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー) / 仕様書文案(機能・帳票要件) / システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
244	5-2							前年度意見照会におけるご質問	現在の「基礎年金番号異動者」という記載ではどのような対象者が明確ではないため、解釈等に違いが生まれカスタマイズの原因となる可能性がある。そのため、旧基礎年金番号が登録されている被保険者が抽出できればよい場合は、「旧基礎年金番号が登録されている被保険者が一覧で確認できること」等に記載を変更していただきたい。もし、仕様への認識が異なる場合は、明確にどのような対象者を抽出すべきなのかを要件一覧に記載いただきたい。	記載を修正。
245	5-2	機能・帳票要件一覧	5	日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	2	日本年金機構からの情報登録	居所未登録整理結果通知書の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号、不在決定年月、転出予定住所(照会時) ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「転出予定住所(照会時)」の照会時とは何を意味するのでしょうか？また、転出予定住所は、住民記録システムからの連携または参照する項目という認識です。管理項目からは削除をお願いします。	不在が年金機構側で判明した場合、自治体内でも転出予定住所も把握していないと考えられるため、当初仕様の通りとします。
246	5-2							前年度意見照会におけるご質問	No.310等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。また、フロー「2.3や3.1や3.2」に記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。	現状紙での送付であるため、今後引き続き検討します。
247	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「転出予定住所(照会時)」の照会時とは何を意味するのでしょうか？また、転出予定住所は、住民記録システムからの連携または参照する項目という認識です。管理項目からは削除をお願いします。	不在が年金機構側で判明した場合、自治体内でも転出予定住所も把握していないと考えられるため、当初仕様の通りとします。
248	5-2							前年度意見照会におけるご質問	紙媒体の情報をもとに、指定の管理項目をシステム入力できればよいでしょうか。	現状は相違ないが、今後の検討次第で電子媒体での取込の可能性あり。
249	5-2						国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、単胎・多胎の別、産前産後免除期間(始期・終期)	前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
250	5-2							前年度意見照会におけるご質問	現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	管理項目は必須で取り込む必要がある。
251	5-2						国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、継続申請表示、申請年月日、却下期間(全免)、却下期間(猶予)、却下期間(3/4免)、却下期間(半免)、却下期間(1/4免)、時効中断登録、納付済期間	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
252	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
253	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目だと思います。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
254	5-2							前年度意見照会におけるご質問	現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	管理項目は必須で取り込む必要がある。
255	5-2						国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、継続申請表示、承認期間、特例認定区分、法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、50歳以降免除承認期間、納付開始年月、時効中断登録、納付済期間	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「50歳以降免除承認期間」、「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
256	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではありません。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
257	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
258	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「50歳以降免除承認期間」、「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目だと思います。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。
259	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではないと思います。管理項目から削除をお願いします。	記載のとおり修正。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
260	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 統一様式申請書にも項目がないものは、管理必須な項目ではないと考えております。 （特例認定区分、付加任意非該当年月、50歳以降免除承認期間、納付開始年月、時効中断登録、納付済期間）	一部項目は削除。
261	5-2							前年度意見照会におけるご質問	現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	管理項目は必須で取り込む必要がある。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー)/仕様書文案(機能・帳票要件)/システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
262	5-2	機能・帳票要件一覧	5	日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	2	日本年金機構からの情報登録	裁定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 進達番号、基礎年金番号(年金証書)、年金コード、市区町村符号、裁定年月日、受給権発生年月日、支給開始年月、裁定結果 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、郵便番号	前年度意見照会におけるご質問	No.310等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。) また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)	現状紙での送付であるため、今後引き続き検討します。
263	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 例えば、「進達番号」を登録する必要がありますでしょうか。	パッケージとしては必須。ただし、今後の検討時にご意見をいただくことで考慮可。
264	5-2						資格仮付番・仮取得、付加未報告、免除未決定・未報告、給付未決定・未報告のままである対象者の一覧を確認できること	前年度意見照会におけるご質問	これらの情報は機構が保有している情報ではないのでは	登録しているケースがあるため、当初仕様の通りとします。
265	5-2						処理結果一覧表のCSVファイルを国民年金システムに取り込むことができること	前年度意見照会におけるご質問	この要件は、既存の資格情報、免除情報等とは別にCSVファイルの内容がそのまま取り込むことができれば良いのか、明確に定義したほうが良いと考えます。 そのまま取り込む機能とした場合、そのデータの照会機能の要件を定義する必要はないでしょうか。例えば、基礎年金番号をキーとして、過去のデータを串刺しで照会できる機能が必要でしょうか。	ご認識の通り、本機能はCSVファイルをそのまま取り込む機能を想定しており、取り込み後に各種適切に台帳等を更新する機能がNo.300となっております。照会方法については要件定義以降に検討する範囲とします。
266	5-2						第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※週次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 被保険者種別コード、資格喪失年月日、喪失原因コード	前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討します。現時点では左記の利用があるため、当初仕様の通りとします。
267	5-2							前年度意見照会におけるご質問	備考に「電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠した媒体が提示されると記載されていますが、No.311のように記載されていないものもあります。この違いは何でしょうか。	現在電子媒体で送付されていない場合は該当しないため、記載していない。
268	5-2							前年度意見照会におけるご質問	処理結果一覧の取り込みを実施していない自治体も存在すると思いますので、オプションが望ましいと考えます。	パッケージとしては必要と考えるため、当初仕様の通りとします。
269	5-2							前年度意見照会におけるご質問	処理結果一覧表のすべての異動を取り込むことは不可能と考えている。必須となる異動、オプションとなる異動は提示されるのか。	管理項目は必須で取り込む必要がある。
270	5-2						適用勲契対象・職権適用対象者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号、第1号資格取得年月日、厚生年金等の資格喪失年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること	前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「厚生年金等の資格喪失年月日」は、市区町村として必要な管理項目でしょうか？種別変更の場合、資格取得日と同日であるため、管理項目としては不要であると考えます。	登録しているケースがあるため残置としたい。
271	5-2							前年度意見照会におけるご質問	No.310等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。) また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.309において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)	仕様文案に電子媒体取込の記載は無い。
272	5-2							前年度意見照会におけるご質問	電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	処理結果一覧と重複するが、現状左記一覧を取り込むケースがあるため、当初仕様の通りとします。送付される情報は今後精査。
273	5-2							前年度意見照会におけるご質問	管理項目の「厚生年金等の資格喪失年月日」は、市区町村として必要な管理項目でしょうか？種別変更のため、資格取得日と同日であるため、管理項目としては不要であると考えます。	登録しているケースがあるため残置としたい。
274	5-2						年金機構への報告内容について一括入力・一括更新ができること	前年度意見照会におけるご質問	年金機構への報告内容について一括入力・一括更新ができることは、オプションでなく必須とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	処理件数の多い一部自治体のみが利用しているため、オプションのまま残置とします。
275	5-2						年金機構へ報告する情報(資格、付加、法定免除、個人情報、住民記録システム異動)、資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未報告のままである対象者情報、免除未決定・未報告のままである対象者情報、給付未決定・未報告のままである対象者情報について、一覧で確認できること	前年度意見照会におけるご質問	「資格仮付番・仮取得」とはなにか	基礎年金番号の仮付番。
276	5-2							前年度意見照会におけるご質問	「未報告」とはどのような状態を指すのか	申請を受け付けが、報告ができていない状態。
277	5-2						年金機構より送付される年金機構からの処理結果一覧をOCR処理し、適用者を登録できること	前年度意見照会におけるご質問	No.325でOCR処理によりデータ化した取込み情報について、項番321、322、329の機能の対象となるか。	相違ございません。

No.	事務 No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/ 章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
278	5-2						年金生活者支援給付金認定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 請求年度、基礎年金番号、給付金種別、市区町村符号、受付年月日、認定年月日、支給開始年月、支給金額（月額）、理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、郵便番号	前年度意見照会におけるご質問	管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 項目によっては管理自体はオプションとなりませんか。	パッケージとしては必須。ただし、今後の検討時にご意見をいただくことで考慮可。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー)/仕様書文案(機能・帳票要件)/システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答		
279	5-2	機能・帳票要件一覧	5	日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	2	日本年金機構からの情報登録	報告が必要な異動を選択して、年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 国民年金被保険者関係届書(報告書)/国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書/国民年金保険料免除・納付猶予申請書/国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)/保険料学生納付特例申請書/保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	前年度意見照会におけるご質問	国民年金被保険者関係届書(報告書)/国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書/は紙媒体のものを手書きで利用しています。標準化以降はシステムから出力したものを必ず使用することになりますでしょうか。要件種別は必須とありますが、オプションでもいいと考えます。	パッケージとして必須という意味であり、実装において必要でなければ実装しなくてもよいため、当初仕様の通りとします。		
280	6-1		6	情報提供・その他	1	所得情報提供(免除勸奨)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか?	宛名が特定できなかった対象者に対して、手動で所得情報を取得する際に必要と考えております。		
281	6-1	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること					ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名情報を一括で「解除」というのは具体的にどのような処理を行うのでしょうか。詳細が不明なため、実装不可です。	解除機能は不要であるため、記載から削除いたしました。			
282	6-1	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること					ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	提供依頼データの仕様は、以前の所得媒体交換の仕様と相違がないという認識でよいのか	相違ございません。			
283	6-2				2	所得情報提供(継続免除)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか?	本表No.54を参照。		
284	6-2	所得情報データに係る各種一覧を確認できること(EUC対応)					ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	各種一覧表とはどのようなものなのでしょうか?	本機能は、各自治体において必要に応じてEUC機能で作成するため、詳細は明記しない方針とさせていただきます。			
285	6-2	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること					ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名情報を一括で「解除」というのは具体的にどのような処理を行うのでしょうか。詳細が不明なため、実装不可です。	本表No.52を参照。			
286	6-2	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること					ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	提供依頼データの仕様は、以前の所得媒体交換の仕様と相違がないという認識でよいのか	相違ございません。			
287	6-3						3	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか?	本表No.54を参照。
288	6-3	受給者マスタの更新に伴い、受給権者所得変更リストを作成できること							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	(EUC対応)と記載がありませんが、EUCでの対応という想定でしょうか。	相違ございません。	
289	6-3	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること			前年度意見照会におけるご質問	「受給者マスタ」の定義が不明瞭。非該当者は含まないのか。			受給者マスタは受給者に係る各種情報のマスタを想定。マスタの文言は修正。			
290	6-3				前年度意見照会におけるご質問	「受給者マスタの更新」の定義が不明瞭。			受給者マスタは受給者に係る各種情報のマスタを想定。マスタの文言は修正。			
291	6-3				前年度意見照会におけるご質問	受給者情報の更新なのか所得情報の変更なのか。			住民税システムの更新に伴い受給者マスタが更新された際に、所得情報に変更が発生した対象者について一覧で確認します。ご提示のケース等も想定。			
292	6-3				前年度意見照会におけるご質問	用途不明。所得情報提供後に修正申告等により所得情報に変更があったケースを想定しているのか。			住民税システムの更新に伴い受給者マスタが更新された際に、所得情報に変更が発生した対象者について一覧で確認します。ご提示のケース等も想定。			
293	6-3				前年度意見照会におけるご質問	No.287では「税額変更を行った受給権者を抽出」は実装不可となっている。No.369の要件と矛盾しているため、No.369を削除いただきたい。			No.287でオプションへ変更したため、当初仕様の通りとします。			
294	6-3	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること	前年度意見照会におけるご質問	「各種一覧」の具体的な内容は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	相違ございません。							
295	6-3		前年度意見照会におけるご質問	「該当者」とは何に該当する者のことか。	所得情報提供の該当者を想定。							
296	6-3	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	前年度意見照会におけるご質問	「確認用CSV」の定義不明瞭。記述では「参照」「確認」のみで作成・出力について言及されていないが国民年金システムで作成・出力されるファイルか。	所得情報のデータ作成はすでに定義しており、国年システムで作成・出力されるファイルであるため、確認のみとなる。							
297	6-3		前年度意見照会におけるご質問	「確認用CSV」に出力する項目は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	相違ございません。							
298	6-3		前年度意見照会におけるご質問	「確認用CSV」は確認事由ごとに複数種類を出力できるように標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	相違ございません。							

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス(業務フロー)/仕様書文案(機能・帳票要件)/システム印字項目(帳票詳細要件)	質問区分	ご質問	ご回答
299	6-3	機能・帳票要件一覧	6	情報提供・その他	3	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	所得情報依頼媒体を基に、被保険者および世帯員の所得情報データを取めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	前年度意見照会におけるご質問	「所得情報依頼媒体」とは何か。「所得情報提供依頼結果媒体」とは何か。「媒体を作成」とは具体的にどのような機能か。現行の運用では介護特徴伝送システム(国保中央会)により送受信する方法が原則。DVDなど媒体交換による方法もあるにはあるが例外。	「所得情報依頼媒体」は年金機構から送付される媒体、「所得情報提供依頼結果媒体」は自治体から年金機構へ送付する際の媒体を指す。国保中央会経由で送付する際の媒体を作成する機能。
300	6-3							前年度意見照会におけるご質問	文案の表現では提供データを作成する機能が含まれていないと解釈できる。提供データを作成する機能と媒体を作成する機能を明文化する必要がある。	媒体=データ。
301	6-3							前年度意見照会におけるご質問	提供データの作成に関して、算定式(いずれの所得項目を加算しいずれの控除項目を控除するのか)を本標準仕様に組み込む必要がある。この仕様だけではベンダーは開発できない。所得計算に関して肝心の部分が明記されておらず、機能の中身は従来どおり自治体が要件定義・仕様策定せねばならず、「標準仕様に準拠したパッケージを選んで契約するだけで使用できる」形態にはならないため、事務負担は減らない。国民年金システムの改修のうち税制改正に伴う所得提供関連の改修が最も負担が大きい(税制の理解、正確なデータ作成など)。介護保険などは異なり国民年金は法定受託事務であり全国で統一な運用が求められることから、公表済みの標準仕様の書きぶりにそえることは妥当ではない。	算定式は導入の段階において設計時に確認する範囲とします。なお、あくまで実装は事業者であり、標準仕様書の範囲内で事業者が税制変更に対応することで改修の負担は軽減できると考えます。
302	6-3							前年度意見照会におけるご質問	「所得情報設定表示1」「所得情報設定表示2」に設定する値の条件は本仕様において明示しないのか。同条件及び条件判定に必要な住記システム情報・住民税システム情報の取得または参照について標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	値の条件など詳細は、要件定義以降に各自治体にて定義できる範囲とします。
303	6-3							前年度意見照会におけるご質問	「被保険者」ではなく請求者ではないか。	文言を修正します。
304	6-3						年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名情報を一括で「解除」というのは具体的にどのような処理を行うのでしょうか。詳細が不明なため、実装不可です。	本表No.52を参照。
305	6-3						年金事務所に提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報等を取り込めること	前年度意見照会におけるご質問	年金生活者支援給付金に係る所得情報の提供において、自市町村内に住民票が存在しない住民登録外課税者が世帯内に存在した場合、個別のデータ設定が必要となります。住民登録外課税者を把握する機能が必要ではないでしょうか。	住民登録外課税者に係る情報は個人住民税システムより連携されるため問題ないと考えます。
306	6-4				4	所得情報提供(年金受給者)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか?	本表No.54を参照。
307	6-4						受給者マスタの更新に伴い、受給権者所得変更リストを作成できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	(EUC対応)と記載がありませんが、EUCでの対応という想定でしょうか。	相違ございません。
308	6-4						年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	年金生活者支援給付金以外の提供依頼データがあるのでしょうか。	年金生活者支援給付金を除いた年金受給者に係る所得情報を提供する際に利用する機能となります。
309	6-4							ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	左記の所得媒体に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。	紙媒体での提供となるため、仕様の提示はございません。電子媒体での提供と誤解させる記載であったため、記載も修正いたしました。
310	6-5				5	公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	受給者マスタの更新に伴い、受給権者所得変更リストを作成できること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	(EUC対応)と記載がありませんが、EUCでの対応という想定でしょうか。	相違ございません。
311	6-5						年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	年金生活者支援給付金とは別に、左記の所得媒体に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。	紙媒体での提供となるため、仕様の提示はございません。電子媒体での提供と誤解させる記載であったため、記載も修正いたしました。
312	6-5						年金事務所に提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市区町村確認書)、国民年金保険料学生納付特例申請書(市区町村確認書)に出力できること	前年度意見照会におけるご質問	No.379とNo.380が重複しているように見受けられるが、違いは何か。	No.379はデータを当該帳票に出力すること、No.380は帳票を出力することを指す。わかるよう文言を修正。
313	6-5							前年度意見照会におけるご質問	「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支援給付金」所得状況届"は施行規則に規定があるが「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」と「障害・遺族年金生活者支援給付金」所得・世帯状況届"はいずれに規定された様式か。施行規則を改正する見込みか。どのような場面で使用する想定か。	対象帳票が重複しているため、精査します。
314	6-5							前年度意見照会におけるご質問	現状紙媒体で対応している内容と認識しており、自治体規模によっては本要件はオプションが望ましいと考えます。また、全ての帳票が必須となりますでしょうか。オプションとしても差し支えが無いものに関してはオプションとして頂きたいです。	パッケージとしては必要なため、当初仕様の通りとします。
315	6-5							前年度意見照会におけるご質問	No.380と内容が重複していると思われる。要件として記載不要ではないか。	No.379はデータを当該帳票に出力すること、No.380は帳票を出力することを指す。わかるよう文言を修正。
316	6-5						年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報等を取り込めること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	配偶者・世帯主を特定する必要があるのは、免除の場合のみではないでしょうか?	相違ございません。免除申請についてのみ配偶者、世帯員の所得情報を特定する旨に記載を修正いたしました。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
317	6-6				6	住民記録システム情報提供（情報連携で日本年金機構が取得不可の情報）	被保険者に係る情報（日本人の住民記録システム個人情報、外国人の住民記録システム個人情報、住民記録システム世帯情報 等）の参照を行えること	前年度意見照会におけるご質問	備考に「紙媒体にて提供する」とあるが、紙媒体はNo.385の一覧を想定しているのか。その場合、オプション機能となるため、必須機能の備考としてはNo.386のように「画面表示のみとし、記載は手入力の想定」と記載していただきたい。	No.385は事務において利用することを目的とした帳票である。よって、文言をご意見踏まえ、修正します。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答	
318	6-7	機能・帳票要件一覧	6	情報提供・その他	7	所得証明（年金生活者支援給付金）	年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	この提供依頼データは現在は存在せず、標準化に向けて新規作成するということよろしいでしょうか。	紙媒体での提供となるため、提供依頼データの新規作成はございません。電子媒体での提供と誤解させる記載であったため、記載も修正いたしました。	
319	6-8					8	通知書再交付申請書受理	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	前年度意見照会におけるご質問	従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	パッケージとしては必要なため、当初仕様の通りとします。
320	6-8					申請に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、再交付の理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	パッケージとしては必要なため、当初仕様の通りとします。		
321	6-8					申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	前年度意見照会におけるご質問	従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	パッケージとしては必要なため、当初仕様の通りとします。		
322	6-8					通知書再交付申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、再交付の理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	前年度意見照会におけるご質問	従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	パッケージとしては必要なため、当初仕様の通りとします。		
323	7-1					7	統計・報告	1	統計事務	過去の集計分を保存できること	前年度意見照会におけるご質問
324	---	-	その他	-	その他	（その他ご指摘）	前年度意見照会におけるご質問	通知書の定義が不明。市町村が通知書に類する書類を発行する事務は存在しない。具体的にいずれの届書を指しているのか。	「基礎年金番号通知書再交付」を指す。		

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答
325	---	帳票詳細要件一覧	-	国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	—	氏名	前年度意見照会におけるご質問	住基情報及び年金台帳（基礎年金番号）が印字されて申請用紙として利用可能であると認識してよいか。また、印字では、氏名はカナ、漢字とあるが、外国人の氏名は住基情報がそのまま印字と考えてよいか。	ご認識の通りです。
326	---		-	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	-	—		前年度意見照会におけるご質問	住基情報及び年金台帳（基礎年金番号）が印字されて申請用紙として利用可能であると認識してよいか。また、印字では、氏名はカナ、漢字とあるが、外国人の氏名は住基情報がそのまま印字と考えてよいか。同世帯の配偶者、世帯主の情報も印字でよいか。また、本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。	ご認識の通りです。なお、免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なしとします。（備考欄等における出力コントロールは要件定義以降に検討する範囲）
327	---		-	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-	—	年月日	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	受付年月日の認識で問題ないでしょうか。	市町村が証明を行った日付となります。
328	---		-		-	—	連絡欄	前年度意見照会におけるご質問	連絡欄の住民異動情報とは、具体的にどんなものを想定していますか。1月1日に住民票がない人について、「転入者」等の記載がされるのでしょうか。	ご認識の通りです。記載を補記します。
329	---		-	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-	—	年月日	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	受付年月日の認識で問題ないでしょうか。	本表No.70を参照。
330	---		-		-	—	連絡欄	前年度意見照会におけるご質問	連絡欄の住民異動情報とは、具体的にどんなものを想定していますか。1月1日に住民票がない人について、「転入者」等の記載がされるのでしょうか。	ご認識の通りです。記載を補記します。
331	---		-	高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	1号や任意加入がない人であっても、出力できますか。（当市国民年金システムでは、1号記録を入れないと国民年金システムから所得の帳票が出力できない仕様のため）	公用照会（免除・年金生活者支援給付金）で活用する前提であるため、出力可能とします。
332	---		-	居所未登録者報告書	-	—	—	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	制度上、システム化が必須の帳票でしょうか。	事前調査にて法令上必須と回答があったものについて、帳票詳細要件の対象としています。なお、当該対象帳票については、帳票レイアウトも提示します。
333	---		-	居所未登録者住所判明報告書	-	—	—	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	制度上、システム化が必須の帳票でしょうか。	事前調査にて法令上必須と回答があったものについて、帳票詳細要件の対象としています。なお、当該対象帳票については、帳票レイアウトも提示します。
334	---		-	国民年金関係書類送付書	-	—	—	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	制度上、システム化が必須の帳票でしょうか。	事前調査にて法令上必須と回答があったものについて、帳票詳細要件の対象としています。なお、当該対象帳票については、帳票レイアウトも提示します。
335	---		-	国民年金高齢福祉年金所得状況届	-	—	—	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	制度上、システム化が必須の帳票でしょうか。ほとんど該当者がいないので、帳票自体を必須から外していただきたい。	事前調査にて法令上必須と回答があったものについて、帳票詳細要件の対象としています。なお、当該対象帳票については、帳票レイアウトも提示します。 なお、標準仕様には記載するもの、当該機能を利用して業務を実施するか否かについては、最終的には導入時の設計と自治体毎の判断になります。
336	---		-	特別障害給付金所得状況届 前項で高齢福祉年金に言及しておりますので、こちらは特別障害給付金かと思われませう。	-	—	—	ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご質問	制度上、システム化が必須の帳票でしょうか。特別障害給付金を管理する機能がないため。	事前調査にて法令上必須と回答があったものについて、帳票詳細要件の対象としています。なお、当該対象帳票については、帳票レイアウトも提示します。 なお、標準仕様には記載するもの、当該機能を利用して業務を実施するか否かについては、最終的には導入時の設計と自治体毎の判断になります。
337	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	一覧において、自治体独自の様式が認められているため対象外とされている帳票がありますが、カスタマイズ抑制のためにも、できる限り定義いただけないでしょうか。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。
338	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	1ページの一覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方で矛盾します。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。
339	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	全ての帳票においてですが「元号改正」時等に、即時対応可能な仕様でありますでしょうか？パラメタ設定等で自治体がオンライン上で書き換え出来ると良いのですが。	今回の検討対象外であり、要件定義以降に定義する範囲。
340	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	No.11 電子媒体届書総括票は国民年金適用関係届書作成仕様書（CD/DVD仕様書）にレイアウトが提示されていますが、様式は独自でよいのでしょうか。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。特に先については自治体独自仕様が多いため、今回対象外。
341	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	1ページの一覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方で矛盾します。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。
342	---		-	—	-	—	—	前年度意見照会におけるご質問	1ページの一覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方で矛盾します。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。

No.	事務No.	対象ドキュメント	#	事務レベル1/帳票名/章名	#	事務レベル2	プロセス（業務フロー）/ 仕様書文案（機能・帳票要件）/ システム印字項目（帳票詳細要件）	質問区分	ご質問	ご回答	
343	---	帳票レイアウト	-	国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
344	---		-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	各欄について、色付けする必要がありますでしょうか。（その他帳票同様）	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。		
345	---		-	国民年金被保険者関係届書（報告書）	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	プリセット元号が平成になっていますが、平成・令和ではないでしょうか。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
346	---		-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	BおよびC届出（申出）事項①該当・申出年月日の和暦に「令和」を追加していただきたい。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。		
347	---		-	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
348	---		-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。	免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なしとします。		
349	---		-	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	1枚目の④が⑤⑥と比べるとずれています。マル69も同様 また、特例認定区分欄について印字漏れ(マル69のところには(3-G)と印字されるのではないのでしょうか)があります。 2枚目マル69、71も同様。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
350	---		-		保険料学生納付特例申請書	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。
351	---		-	-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。	免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なしとします。	
352	---		-	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	特例認定区分欄について印字漏れ(マル69のところには(3-G)と印字されるのではないのでしょうか)があります。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
353	---		-		高齢福祉年金所得状況届	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	標準システムにおいてシステム対応は不要（ほぼ、対象者ゼロ）	法令上必須の帳票であるため、当初仕様の通りとします。
354	---		-	-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり。	
355	---		-	-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	住所欄が狭すぎるので、40文字ぐらいは印字できる様式にしていきたい。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
356	---		-	特別障害給付金所得状況届	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	標準システムにおいてシステム対応は不要（ほぼ、ゼロ）	法令上必須の帳票であるため、当初仕様の通りとします。
357	---		-		-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり。	
358	---	-	-		-	-	前年度意見照会におけるご質問	住所欄が狭すぎるので、40文字ぐらいは印字できる様式にしていきたい。	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。		
359	---	-	高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	・提示されている様式が古い 16-②。最新16-①を添付しています（住登外課税などの記載が必要） ・さらに、追加で機構からの公用照会への回答様式についても、帳票としてシステム対応してください（別添18-①②） ※相違する箇所は 黄色マーカーしています	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
360	---	-		-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり。		
361	---	-	障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	・提示されている様式が古い 17-②。最新17-①を添付（住登外課税などの記載が必要） ・さらに、追加で機構からの公用照会への回答様式についても、帳票としてシステム対応してください（別添19-①②） ※相違する箇所は 黄色マーカーしています	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討します。	
362	---	-		-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり。		
363	---	-	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票レイアウトを定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。		
364	---	-	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	関係届書等、一部が旧仕様のままですが今後改正されるということで良いですね？	ご認識の通りです。レイアウトは今後最新化します。		
365	---	-	-	-	-	-	前年度意見照会におけるご質問	自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票レイアウトを定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義します。		